

次のとおり建設工事について一般競争入札に付するので、各工事に共通する資格及び事項を公告する。ただし、この公告の規定によりがたいときは、工事ごとに行う公告において定めるものとする。

令和 8 年 4 月 1 日

一般財団法人函館市住宅都市施設公社
理事長 佐賀井 学

1 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次のいずれにも該当すること。

- (1) 函館市競争入札参加者として、一般競争入札に付する工事ごとに定める工種に登録されていること。
- (2) 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成 5 年 4 月 1 日施行）による指名停止を、当該工事に係る入札参加資格審査申請書の提出の際現に受けていないこと。
- (3) 函館市暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 9 月 30 日施行）による入札参加除外措置を、当該工事に係る入札参加資格審査申請書の提出の際現に受けていないこと。
- (4) 配置予定技術者調書の提出日以前 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者及び監理技術者を配置できること。
- (5) 当該工事の入札に参加する時点において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (6) その他当該工事ごとに定める入札参加資格を満たしていること。

(7) 他の参加者のうちに協同組合、協業組合、企業組合その他これらに類するものがある場合は、その構成員でないこと。

2 入札参加資格の認定申請等

(1) 入札に参加しようとする者は、条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格の認定について、次に定めるところにより、理事長に申請しなければならない。

ア 申請の期間 入札日を配達指定日とする一般書留又は簡易書留が配達可能な期間とする。

イ 申請の方法 資格の認定を受けようとする者は、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書に理事長が必要と認める書類を添付し、郵送する方法により提出しなければならない。

ウ 申請書の提出先 函館市花園町24番2号

一般財団法人函館市住宅都市施設公社

総務部経理課（電話番号 0138-30-3126）

(2) 審査結果は、入札参加資格がないと認めた者についてのみ当該申請者に通知する。

(3) 入札参加資格を認められなかった者は、前号の通知に付されたその理由の説明を、次に定めるところにより理事長に求めることができる。

ア 提出期間 前号の通知があった日の翌日から起算して5日（函館市の休日を定める条例（平成3年函館市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は算入しない。）以内に申請者に通知する。

イ 提出場所 一般財団法人函館市住宅都市施設公社

総務部経理課

ウ その他 書面（様式は、自由）の提出は、持参によることとし、郵送又はファクシミリによる提出は、認めない。

(4) 理事長は、前号の説明を求められたときは、その求めがあった日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

3 契約条項を示す場所

一般財団法人函館市住宅都市施設公社
総務部経理課（電話番号 0138-30-3126）

4 設計図書等の閲覧等

(1) 当該工事に係る設計図書等は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 当該工事の公告の日から入札日の前日まで

イ 閲覧場所 函館市花園町24番2号

一般財団法人函館市住宅都市施設公社

総務部経理課（電話番号 0138-30-3126）

(2) 前号に定めるもののほか、設計図書等は公告日から入札日の前日まで、電子データにより一般財団法人函館市住宅都市施設公社ホームページに掲載する。

(3) 前号に定める設計図書等を閲覧しようとする場合に必要な電子データのパスワードは、一般財団法人函館市住宅都市施設公社執務室内に掲示する。

(4) 入札に参加しようとする者は、質問書を提出することにより、設計図書等の内容について説明を受けることができる。

ア 提出期間 当該工事ごとに定める。

イ 提出先 当該工事ごとに定める。

ウ 提出方法 持参による。

(5) 前号の説明は、質問回答書により行い、入札日の前日まで閲覧場所において閲覧に供する。

5 入札の方法

入札は、一般書留又は簡易書留のいずれかにより、かつ、入札日を配達指定日として一般財団法人函館市住宅都市施設公社総務部経理課あてに郵送する方法により行わなければならない。

6 入札の辞退

入札を辞退しようとする者は、入札日の前日までに入札辞退届を持参しなければならない。

7 開札の立会い

当該入札事務に関係のない一般財団法人函館市住宅都市施設公社職

員が立ち会わなければならない。

8 入札の執行の日時及び場所等

(1) 日時 当該工事ごとに定める。

(2) 場所 函館市花園町24番2号

一般財団法人函館市住宅都市施設公社 事務室

(3) その他

ア 入札回数は、1回とする。

イ 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求めることがある。

工事費内訳書は、参考として提出を求めるものであり、入札の効力に影響を及ぼすものではない。

9 入札保証金

入札保証金は、免除する。

10 落札者の決定方法

一般財団法人函館市住宅都市施設公社経理規程第28条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で同規程第29条の規定により設けた最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

11 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

(2) 予定価格を超える入札及び最低制限価格を下回る入札

(3) 5に規定する入札の方法以外の方法による入札又は入札執行の際に一般財団法人函館市住宅都市施設公社総務部経理課に到達しなかった入札

12 その他

詳細は、当該工事ごとに行う公告及び入札心得による。